証券コード　7058
2021年６月14日

株　主　各　位

東京都千代田区九段南一丁目６番17号　千代田会館
共栄セキュリティーサービス株式会社
代表取締役社長　　我　妻　文　男

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止及び皆さまの安全の観点から、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　2021年６月29日（火曜日）午前10時(受付開始９時30分)
2. **場　　所**　　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館３階　ベルサール神保町
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第37期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyoei-ss.co.jp）に掲載させていただきます。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、監査役・会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載された上記の書類も含まれております。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により政府から２度の緊急事態宣言が発出され、経済活動の停滞が長期化しており、現在もなお予断を許さない状況が続いております。国内では、2021年２月より漸次新型コロナワクチンの接種が開始されておりますが、感染力が強いとされる変異株が感染拡大の様相を呈しており、抑制までには相当の時間を要すると見込まれ、先行きは不透明な状況が続いております。

警備業界（人的警備分野）においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントの自粛・中止・延期、商業施設などの営業自粛、建設現場の工事中断などによる需要の減少がありました。このような環境の中、当社グループにおいても雑踏・交通誘導警備や臨時的警備の規模縮小・需要減少の影響を受けましたが、主軸である「施設警備」においては、当該警備が企業活動及び治安の維持に必要不可欠な恒常的・長期契約のサービスであることから、限定的な影響に留まっております。

また、制約された経営環境下において、当社グループは営業活動も自粛を余儀なくされる厳しい状況であった一方で、若手人材の採用に経営資源を投下し、例年にない多くの有望な人材を確保するなど、積極的な正社員採用を進めております。さらに、今後回復が見込まれる警備需要に備え、当社の警備品質の向上を念頭に管理職をはじめとする教育研修や資格取得支援にも注力してまいりました。この結果、期末の就業人員数（連結）は1,841名（うち年間平均の臨時従業員数1,276名）、正社員の平均年齢は38.4歳（前期44.3歳）となり、若手正社員の大幅な増加により人員構造が大きく変化する1年となりました。

2020年５月に業界を牽引するリーディングカンパニーであるセコム社と資本業務提携を行いました。当提携は、人的警備業を担う当社が全国へのエリア展開と警備品質の向上を進めていくうえで、極めて重要な意義をもつものと考えており、今後も同社との良好な協力関係を維持・強化してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は61億84百万円、営業利益は３億29百万円、経常利益は４億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は２億74百万円となりました。

足元においても新型コロナウイルス感染症が再び拡大の様相を呈しておりますが、当社グループは、徹底した感染防止対策により、お客様及び従業員の安全確保に細心の注意を払うとともに、人材の積極採用とサービスレベルの維持・向上に取り組んでまいります。

引き続き、事業継続性の確保及び企業として社会的責任遂行の両立を進めてまいります。

次に、分野別の状況をご報告申し上げます。

当社グループは警備事業の単一セグメントであるため、施設に関連する警備等の「施設警備分野」、交通誘導警備等の「雑踏・交通誘導警備分野」及び「その他の分野」に分類して、ご報告申し上げます。

施設警備分野

当連結会計年度の施設警備分野の売上高は、前連結会計年度比2億34百万円(5.2%)減少し42億93百万円となりました。この減少は、主に前連結会計年度において受注した施設警備分野に含まれる大型臨時（短期）警備の反動によるものであり、当社が事業の柱として位置付けている長期・安定的な施設警備の契約については、着実な積み上げができております。

雑踏・交通誘導警備分野

当連結会計年度の雑踏・交通誘導警備分野の売上高は、前連結会計年度比17百万円(1.1%)減少し15億78百万円となりました。この減少は、主に長期工事に伴う警備契約が一部終了したことによるものであります。

その他の分野

当連結会計年度のその他の分野の売上高は、前連結会計年度比20百万円(7.1%)増加し3億12百万円となりました。この増加は、主にマンション代行管理の規模拡大によるものであります。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として500百万円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2019年３月期)	第36期 (2020年３月期)	第37期 (2021年３月期)
売上高（百万円）	5,682	6,415	6,184
経常利益（百万円）	426	496	419
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	277	325	274
１株当たり当期純利益（円）	261.77	216.14	183.68
総資産額（百万円）	4,359	4,588	4,875
純資産額（百万円）	3,561	3,768	3,722
１株当たり純資産（円）	2,364.09	2,501.86	2,578.29

（注） 当社は2018年８月29日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第34期 (2018年３月期)	第35期 (2019年３月期)	第36期 (2020年３月期)	第37期 (2021年３月期)
売上高（百万円）	4,973	5,228	5,843	5,604
経常利益（百万円）	376	412	437	333
当期純利益（百万円）	243	271	294	221
１株当たり当期純利益（円）	233.98	256.82	195.48	147.85
総資産額（百万円）	2,996	4,269	4,441	4,684
純資産額（百万円）	2,362	3,534	3,710	3,611
１株当たり純資産（円）	2,267.55	2,346.12	2,463.24	2,500.83

（注） 当社は2018年８月29日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社道都警備	30,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備等の警備業務の提供

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 案件の受注積み上げによる安定的収益基盤の強化

当社グループは、ビル等に常駐して警備する施設警備を主要な業務としており、これらの契約形態は長期かつ定額のストック型ビジネスであります。当社グループは、これらの契約獲得を積み上げ、安定的な収益基盤による事業規模拡大を目指してまいります。

② 新規エリア進出とM&Aによる事業規模拡大

新規エリア進出については、案件の受注状況による営業所新設及びM&Aによる方法を検討してまいります。また、M&Aについては、既存エリアの充実についても検討してまいります。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢を鑑み、慎重に検討してまいります。

③ 警備員の採用効率向上

当社グループは、警備員の通年採用を行っております。当社グループは、採用効率向上のため、経済情勢、季節性、地域性等を踏まえ、戦略的に検討してまいります。また、定着率上昇を企図した福利厚生充実に取り組んでまいります。

④ 教育訓練による人的資本の強化

当社グループは、「教育のレベルは、会社のレベル。」という教育スローガンを掲げ、警備員の教育訓練に注力しております。警備品質が向上し高付加価値な警備を提供することにより、当社グループの競争力を強化してまいります。更に、“One Person, One License”をキーワードに警備員の資格取得を推進し、警備品質向上及び有資格警備員たる従業員のモチベーション向上による定着率上昇を両立させてまいります。

⑤　社内基幹システム導入による業務効率向上

社内基幹システムの拡充により、全社的な業務効率の向上に取り組んでまいります。

⑥　法令遵守について

当社グループが主要な事業とする警備業は、警備業法に基づく許認可業であり、警備業法の遵守を徹底してまいります。また、当社グループの事業は労働集約型産業でもあり、労働基準法の遵守についても従来に増して勤務管理を徹底するなど注力してまいります。

⑦　コーポレートガバナンスの充実

当社グループは、社会的責任ある上場会社として、実効性のあるコーポレートガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

⑧　新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでおります。警備員は、社会的距離を置くなどの一般的な感染拡大防止策を行うほか、契約先との協議において、完全交替制を実施するなど、万が一感染者が発生した場合にも警備体制が維持できるよう努めております。また、全社的な危機管理体制の見直しを行い、テレワーク及び時差出勤を進めてまいります。

当社グループは、上記課題に取り組み、企業価値向上に努めていくとともに、企業の社会的責任を十分認識し、内部統制システムの運用徹底と管理体制の強化を行い、信頼される企業集団となるべく努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主な事業内容
警備事業	オフィスビルや商業施設等に常駐して警備する施設警備、雑踏交通誘導警備、ボディーガード、駐車場障害対応、マンション管理業務等の提供

(6) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都千代田区
支社及び営業所	東京都（新宿、池袋、秋葉原）、神奈川県（横浜）、静岡県（三島、浜松）、愛知県（名古屋）、大阪府（大阪）、山梨県（甲府）、宮城県（仙台）、福島県（郡山、白河）、茨城県（東海）、福井県（高浜）

②　子会社

㈱道都警備	北海道（札幌（本社を含む）、旭川、倶知安）

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
565（1,276）名	166名増　（155名減）

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含んでおります。

②　当社の使用人の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
550（1,093）名	163名　（169名減）	38.4歳	6.5 年

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には、他社への出向者を除き、他社からの出向者を含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、正規従業員の平均値で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高
株式会社三井住友銀行	175,000千円
株式会社みずほ銀行	173,328
株式会社りそな銀行	83,336

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　3,500,000株
(2) 発行済株式の総数　　1,443,933株（自己株式62,567株を除く）
(3) 株主数　　943名
(4) 株主の状況

株主名	持株数	持株比率
合同会社あっとプラニング	605千株	41.90%
マックスコーポレーション株式会社	100千株	6.93%
株式会社ケイ・エス・エス	80千株	5.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	46千株	3.25%
セコム株式会社	45千株	3.12%
MSIP CLIENT SECURITIES	43千株	3.00%
我妻紀子	43千株	2.98%
合同会社K－mac	34千株	2.35%
阿部克巳	33千株	2.35%
我妻文男	33千株	2.31%

※持株比率は、自己株式62,567株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	我妻文男		㈱道都警備取締役
取締役	我妻和文	営業部長	㈱CSPパーキングサポート専務取締役
取締役	阿部克巳	財務経理部長	
取締役	佐藤貞治	業務部長	㈱道都警備代表取締役
取締役	河近芳昭		㈱ユアーズブレーン東京代表取締役 ㈱道都警備取締役
常勤監査役	伊藤芳雄		㈱道都警備監査役
監査役	大和田好博		
監査役	吉田　愛		

（注）1. 取締役河近芳昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤芳雄氏及び吉田愛氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役河近芳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役伊藤芳雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役吉田愛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役ならびに子会社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為については、補償対象外としております。

また、役員候補者がある場合、各候補者が取締役及び監査役に選任された場合、いずれの候補者も当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

(4) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた基本報酬（固定報酬）、会社業績や業績への貢献度をもとに決定される業績連動報酬、株主への貢献度が高いと認められる役員への個別評価報酬で構成しております。

なお、業績連動報酬の一部について、株主の立場で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬制度を導入しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年９月30日であり、決議の内容は、取締役及び監査役の報酬限度額についてであり、取締役の報酬限度額は年500百万円以内、監査役の報酬限度額は年30百万円以内として、決議されております。当社は、定款によって取締役は10名以内、監査役は５名以内と定められております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役１名）、監査役の員数は２名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役月額報酬については代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。監査役の報酬については、取締役会の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議において決定しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び監査役会の活動は、取締役会は2020年６月26日開催の取締役会において取締役の報酬について審議し、上記の方針に則り決定しております。監査役会は監査役報酬について2020年６月26日開催の監査役会において、全会一致にて決議しております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合の決定の方針は、役員報酬に関する細則によって定められております。

また、業績連動報酬に係る指標は、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、会社業績や業績への貢献度を反映するためであります。業績連動報酬の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益に支給割合を乗じた金額を最大枠とし、代表取締役が取締役会に諮って決定することとしております。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標は、2020年３月期の親会社株主に帰属する当期純利益325百万円であります。当事業年度の取締役の報酬につきましては、2020年６月26日開催の取締役会の決議により決定しております。

④　取締役及び監査役の報酬の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	104,475	97,560	6,915	－	5
（うち社外取締役）	4,800	4,800	－	－	1
監査役	8,400	8,400	－	－	3
（うち社外監査役）	7,200	7,200	－	－	2
合計	112,875	105,960	6,915	－	8
（うち社外役員）	12,000	12,000	－	－	3

（注）1.　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　取締役の報酬限度額は、2016年９月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
3.　監査役の報酬限度額は、2016年９月30日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役河近芳昭氏の兼職先である㈱ユアーズブレーン東京と当社の間に重要な取引はありません。また、㈱道都警備は当社の連結子会社であります。

・監査役伊藤芳雄氏の兼職先である㈱道都警備は当社の連結子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	河　近　芳　昭	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見を活かし、社外取締役として客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
監査役	伊　藤　芳　雄	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また、当事業年度に開催された監査役会には、12回中12回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った専門的知見を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、必要に応じて三様監査会議を開催・出席し、監査結果に関する意見交換や協議等を行っております。
監査役	吉　田　　愛	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また、当事業年度に開催された監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的な専門的知見から経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。

（イ）社外取締役が果たす事が期待される役割に関して行った職務の概要

当社社外取締役は、業務執行を担う取締役に対し、独立した客観的立場から、会社の事業方針や経営活動に関する意見を述べるとともに、法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われるのを未然に防止することが求められます。当社社外取締役河近芳昭氏は、公認会計士という職業的専門家の立場から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、かかる専門的な知見をもとに独立かつ客観的な立場から取締役会に出席し、意見を述べております。また、通年を通じて、サービス提供の場や子会社への視察を通じて当社事業に関する知見を高めるとともに、社内における会議や研修会等に参加して助言を述べる等の活動も行っております。また、監査役会及び内部監査室との連携も定期的に行っており、コーポレートガバナンスの観点から必要と判断した活動及び適切な助言・提言を適時実施しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	3,792,395	【流動負債】	800,610
現金及び預金	3,057,964	支払手形及び買掛金	20,231
受取手形及び売掛金	664,152	1年内返済予定の長期借入金	115,004
貯蔵品	13,528	未払金	524,082
その他	57,157	リース債務	989
貸倒引当金	△407	未払法人税等	74,765
		その他	65,537
【固定資産】	1,082,838		
有形固定資産	277,748	【固定負債】	351,748
建物及び構築物	81,174	長期借入金	316,660
機械装置及び運搬具	24,544	資産除去債務	14,283
土地	216,077	その他	20,804
その他	27,353		
減価償却累計額	△71,401		
無形固定資産	17,680	負債合計	1,152,358
リース資産	916	(純資産の部)	
その他	16,763	【株主資本】	3,720,597
投資その他の資産	787,410	資本金	498,707
投資有価証券	161,187	資本剰余金	535,410
長期貸付金	3,247	利益剰余金	2,880,019
繰延税金資産	18,534	自己株式	△193,539
投資不動産	575,258		
減価償却累計額	△42,419	【その他の包括利益累計額】	2,277
投資不動産(純額)	532,838	その他有価証券評価差額金	2,277
その他	72,850		
貸倒引当金	△1,248	純資産合計	3,722,875
資産合計	4,875,233	負債・純資産合計	4,875,233

連結損益計算書

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,184,320**
売上原価		**4,590,949**
売上総利益		**1,593,371**
販売費及び一般管理費		**1,264,368**
営業利益		**329,002**
営業外収益		
受取利息	126	
受取配当金	500	
受取地代家賃	46,779	
保険解約返戻金	65,434	
助成金収入	1,964	
持分法による投資利益	1,449	
その他	13,708	129,963
営業外費用		
支払利息	801	
賃貸収入原価	22,424	
保険解約損	7,558	
原状回復費	6,481	
その他	1,918	39,183
経常利益		**419,782**
特別損失		
固定資産売却損	679	679
税金等調整前当期純利益		**419,102**
法人税、住民税及び事業税	137,922	
法人税等調整額	6,188	144,111
当期純利益		**274,991**
親会社株主に帰属する当期純利益		**274,991**

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	**3,609,570**	**【流動負債】**	**724,182**
現金及び預金	2,952,282	買掛金	17,809
売掛金	598,169	1年内返済予定の長期借入金	115,004
貯蔵品	12,766	リース債務	989
前払費用	31,074	未払金	474,428
その他	15,278	未払費用	45,393
【固定資産】	**1,075,079**	未払法人税等	56,656
有形固定資産	**239,274**	預り金	9,527
建物	69,768	前受収益	3,407
機械及び装置	5,416	その他	966
車両運搬具	14,551	**【固定負債】**	**349,430**
工具、器具備品	26,465	長期借入金	316,660
土地	183,559	資産除去債務	11,966
減価償却累計額	△60,488	その他	20,804
無形固定資産	**17,123**	**負債合計**	**1,073,613**
商標権	786		
ソフトウェア	14,916	(純資産の部)	
リース資産	916	**【株主資本】**	**3,608,759**
その他	505	**資本金**	**498,707**
投資その他の資産	**818,681**	**資本剰余金**	**535,410**
投資有価証券	126,344	資本準備金	468,707
関係会社株式	71,500	その他資本剰余金	66,703
出資金	50	**利益剰余金**	**2,768,181**
従業員に対する長期貸付金	2,585	利益準備金	12,500
繰延税金資産	16,875	その他利益剰余金	2,755,681
投資不動産	575,258	別途積立金	1,540,000
減価償却累計額	△42,419	繰越利益剰余金	1,215,681
投資不動産(純額)	532,838	**自己株式**	△193,539
その他	68,487	**【評価・換算差額等】**	**2,277**
		その他有価証券評価差額金	2,277
		純資産合計	**3,611,037**
資産合計	**4,684,650**	**負債・純資産合計**	**4,684,650**

損　益　計　算　書

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,604,950**
売上原価		**4,222,985**
売上総利益		**1,381,965**
販売費及び一般管理費		**1,137,780**
営業利益		**244,184**
営業外収益		
受取利息	130	
受取配当金	500	
受取地代家賃	46,779	
保険解約返戻金	65,434	
助成金収入	1,964	
その他	13,706	128,516
営業外費用		
支払利息	801	
賃貸収入原価	22,424	
保険解約損	7,558	
原状回復費	6,481	
その他	1,918	39,183
経常利益		**333,518**
特別損失		
固定資産売却損	679	679
税引前当期純利益		**332,838**
法人税、住民税及び事業税	105,642	
法人税等調整額	5,856	111,498
当期純利益		**221,339**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤　　康	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共栄セキュリティーサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤　　康	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年４月1日から2021年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

共栄セキュリティーサービス株式会社　監査役会

常勤監査役　伊藤芳雄　㊞
監査役　大和田好博　㊞
監査役　吉田　愛　㊞

(注)監査役伊藤芳雄氏および吉田愛氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的利益還元を経営の重要課題と位置づけており、業績、配当性向、内部留保の充実と財務体質の強化等を総合的に勘案して、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき、金80円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は115,514,640円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2021年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業内容拡大に備えるため、事業目的の一部変更及び新設を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号）	（商号）
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．警備業法にもとづく警備業務	１．警備業法にもとづく警備業務
２．建物総合管理業	２．建物総合管理業
３．労働者派遣事業	３．労働者派遣事業
４．放置車両確認事務の民間委託業	４．放置車両確認業務
５．不動産の売買・仲介・賃貸管理業	５．不動産の売買・仲介・賃貸管理業
６．　駐車場の管理・保守・点検業務	６．駐車場の管理・保守・点検業務
（新設）	７．パーキング・メーター及びチケット発給管理運用業務
（新設）	８．車両管理及び運行に関する業務
（新設）	９．防災・防犯及び警備関連用品の仕入及び企画・販売
７．前各号に附帯する一切の業務	10．前各号に附帯する一切の業務
第３条～第43条　（省略）	第３条～第43条　（現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

今後の事業拡大を図るため、経営体制の一層の強化を目的に、取締役を１名増員し、その選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
大木隆生（おおきたかお） （1962年８月12日生）	1987年４月	東京慈恵会医科大学臨床研修医	－株
	1989年４月	同大・第一外科入局	
	1995年７月	米国アルバートアインシュタイン医科大学 血管外科研究員	
	2002年３月	同大・モンテフィオーレ病院血管外科部長	
	2005年12月	米国アルバートアインシュタイン医科大学 外科学教授	
	2006年４月	東京慈恵会医科大学 外科講座教授、・血管外科部長（現任）	
	2006年６月	㈱Endovascular Japan 代表取締役（現任）	
	2007年４月	東京慈恵会医科大学 外科学講座　統括責任者(現任)	
	2020年６月	内閣官房未来投資会議民間議員	
	2020年８月	東京慈恵会医科大学対コロナ院長特別補佐	

【取締役候補者とした理由】

大木隆生氏は、医療分野における豊富な経験と高い見識及び専門性を有しており、新型コロナウイルス禍における社内防疫体制を含め、広く人々の安全・安心に寄与する観点から取締役の職務執行に対する助言・監督いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は、会社経営者としての知見を有する他、社会的公器たる医療分野の第一人者として複数の大手他企業の技術開発顧問を務めるなど豊富な経験を有しております。当社の論理にとらわれず、業界の垣根を越え、経営に対して客観的かつ専門的な視点で、ガバナンスや健康経営等に関する適切かつ有益な提言等をいただき、当社の持続的成長と企業価値向上に向けて、多様性や経営の健全性確保に貢献いただけるものと判断しております。

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 大木隆生氏は社外取締役候補者であります。

3. 大木隆生氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は大木隆生氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が取締役に就任した場合、当該役員等賠償保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には同様の契約内容で更新を予定しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第37期定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区西神田三丁目２番１号
　　住友不動産千代田ファーストビル南館３階 ベルサール神保町



交通等のご案内

「九段下」駅　半蔵門線 東西線 新宿線　5 出口より徒歩３分

「神保町」駅　半蔵門線 新宿線 三田線　A２ 出口より徒歩４分

※駐車場のご用意は致しておりませんので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。
※総会ご出席者様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。